

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者指定番号					
		フリガナ																
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	所属				
		代表者の 職氏名												氏名				
法人番号											電話							

- ◆ 誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 法人の場合、代表者のみの変更は、提出不要です。個人事業主の場合は、代表者のみの変更の場合も提出が必要です。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事項	変更前 (旧)	変更後 (新)
フリガナ	※変更項目のみ記入してください。	
所在地 (送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名称		
電話番号	(内線)	(内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事業所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 () ※ 法人成り又は個人事業化により法人番号に変更が生じる場合は、指定番号も変更となるので、別途「給与所得者異動届出書」を必ず提出してください(転勤扱いとなります。)。	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 -
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。		名称	
	指定番号 <input type="text"/> ※市町村ごとに異なります		電話番号	(内線)
	指定番号 <input type="text"/> ※市町村ごとに異なります		法人番号	
	特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに 異なります	

- (注意事項)
1. 給与支払者の法人番号を記入してください(個人事業主の場合は、記入不要です。)
 2. 上記の変更届は特別徴収に係る変更届で、法人市民税等の変更届は別途必要になります。
 3. 控えが必要な場合は、コピーをおとりください。

用紙はコピーしてお使いください。

水戸市処理欄	
リンク	確認
法人	<input type="checkbox"/>
軽自	<input type="checkbox"/>
土・家	<input type="checkbox"/>
償却	<input type="checkbox"/>
送付先	リンクなし

